

## 河南町内で特定建設作業を伴う工事をする場合は、事前に届出が必要です。

騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音・振動を発生する作業を特定建設作業と定め、届出を義務づけています。作業開始の7日前までに当該届出書を提出してください。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除きます。

### 特定建設作業の一覧

...該当する - ...該当しない 特定建設作業の種類	機 械 の 名 称	騒 音		振 動		具 体 例
		法律	条例	法律	条例	
1. くい打機・くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	くい打機					・ディーゼルパイルハンマー、ドロップハンマ、油圧ハンマ、気動ハンマ、パイプロハンマ 場所打くい工法で用いるくい打機は特定建設作業に該当しない
	アースオーガー併用 くい打機	-	-			・アースオーガーを用い打撃を行う場合（最終打撃工法）
	くい抜機					・パイルエキストラクタ、パイプロハンマ、気動ハンマ
	油圧くい抜機			-	-	
	くい打くい抜機					・パイルエキストラクタ、パイプロハンマ、気動ハンマ
2. びょう打機を使用する作業				-	-	・リベッチングハンマ インパクトレンチは特定建設作業に該当しない
3. さく岩機・ブレーカーを使用する作業（*）	さく岩機、ブレーカー					・油圧ブレーカー（ジャイアントブレーカー、アイオン）コンクリート圧砕機は特定建設作業に該当しない
	手持式さく岩機			-	-	・ハンドブレーカー
4. 空気圧縮機を使用する作業				-	-	・原動機（電動機以外）の定格出力が15kw以上のもの さく岩機の動力に使用する場合は「さく岩機」として扱う
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラント			-	-	・混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のもの
	アスファルトプラント			-	-	・混練重量が200kg以上のもの
6. ブルドーザー、トラクターショベル、バックホウ又はショベル系掘削機械を使用する作業	ブルドーザー	40		-		・法律の届出は、原動機の定格出力が表中の数値 kw 以上のもの
	トラクターショベル	70		-		
	バックホウ	80	-	-	-	・ショベル系掘削機械は、原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る
	ショベル系掘削機械	-	20	-	20	
7. コンクリートカッターを使用する作業（*）		-	-	-	-	
8. 鋼球を使用して工作物を破壊する作業		-	-	-	-	・スチールボール
9. 舗装版破砕機を使用する作業（*）		-	-	-	-	・ハンマを落下させて舗装版を破砕するもの

（\*）作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

### 特定建設作業の規制基準

項 目	騒 音	振 動
特定建設作業の敷地境界における基準値	85デシベル	75デシベル
作業可能時間	午前7時から午後7時まで	
作業禁止時間	午後7時から午前7時まで	
最大作業時間	1日あたり10時間	
同一場所における最大作業期間	連続6日間	
作業日	日曜その他の休日を除く日	

## ●届出の方法

### ・届出者

建設工事を施工しようとする元請業者

法人の場合は、代表者（代表権を有する者）が届出者

共同企業体の場合は、協定書等に定める共同企業体の名称を記入し、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記し届出

### ・届出時期

特定建設作業を開始する7日以上前

事務手続き上、受付は特定建設作業開始の2カ月前から可能

### ・提出書類 各2部

(1) 特定建設作業実施届出書（別表添付）

(2) 特定建設作業が行われる場所周辺の状況の見取図

(3) 特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程表

※道路工事等で夜間、又は日曜・休日に作業することを他の法令（道路交通法等）で条件付けられた場合は、警察署の発行した許可証の写しを添付してください。

## ●施工の注意

・騒音振動の少ない機械・工法の使用、防音シートの設置など工事に伴って発生する騒音振動及び粉じんの防止を図ること。

・特定建設作業については、日曜・休日及び夜間を行わないこと。また、特定建設作業以外の作業についても、出来るだけ行わないこと。

・現場周辺の方にあらかじめ工事の概要、作業時間、騒音振動の防止対策などを説明しておくこと。また、著しい騒音振動を発生させるときには、その都度説明すること。

・現場責任者は騒音振動を監視するとともに、万一苦情が発生した場合は誠意をもって対処すること。

・下請負人を用いる場合は、下請負人に騒音振動の防止対策について指導しておくこと。

## ●提出・問合せ先

河南町まち創造部 都市環境課 美しいまち係

TEL 0721-93-2500（内線271）

※詳しくは、大阪府のホームページ「騒音・振動と私たちの暮らし特定建設作業」のページをご覧ください。